

# 第16回土地家屋調査士特別研修 聴講制度・再考查制度について

日本土地家屋調査士会連合会

研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）は、①「過去5回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の修了証明書を保持する者の中、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第2項第2号の認定を受けられなかった者」及び②「第15回特別研修の基礎研修から総合講義までを終了し、かつ課題を提出したが、考查のみ未受検の者」で、第16回特別研修の考查の受検を希望する者に対して、聴講制度及び再考查制度を実施しています。

なお、①については、原則として、特別研修の修了証明書の交付を受けた日から5回以内に開始する特別研修について適用するものであるため、第11回特別研修時の修了証明書保持者については、第16回特別研修までの適用となりますとともに、第1回から第10回特別研修の修了証明書保持者については、再受講制度の申込みとなります。

## 1 聴講制度

### (1) 聴講制度とは

第16回特別研修の考查を受検していただくとともに、その前に第16回特別研修の一部講義を聞くことができる制度です。

座席は「聴講者用の席」になるため、会場によっては聴講定員が設けられる場合があり、希望に添えない場合があります。

### (2) 聴講対象者

「過去5回の特別研修（第11回から第15回）の修了証明書を保持する者の中、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第15回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考查のみ未受検の者」とします。

### (3) 聴講できる講義

基礎研修、集合研修及び総合講義とします。

聴講したい講義は受講申込時に指定していただくことになりますが、(1)のとおり、会場の状況等によっては、希望に添えない場合があります。

### (4) 聴講料

聴講する講義の数に関係なく、3万円とします（教材費・再考查費用含む。）。

### (5) 出欠管理

第16回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いとします。

#### (6) 聴講の申込み

- ① 「第16回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考查用において、聴講対象講義から希望される講義に○を付けて所属の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付等、事務手続は第16回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 会場の収容人数等の都合により、聴講できない者がいる場合には、聴講の可否等をブロック協議会又は調査士会の判断で決定させていただく場合があります。

## 2 再考查制度

#### (1) 再考查制度とは

第16回特別研修の考查のみを受検できる制度です。

#### (2) 再考查対象者

「過去5回の特別研修（第11回から第15回）の修了証明書を保持する者のうち、法第3条第2項第2号の認定を受けていない者」又は「第15回特別研修において、基礎研修から総合講義までの全課程を終了し、かつ課題を提出したが、考查のみ未受検の者」とします。

#### (3) 再考查料

教材を希望しない者は2万円、教材を希望する者は3万円とします。

#### (4) 出欠管理

第16回特別研修の新規受講者・再受講者と同様の扱いとします。

#### (5) 再考查の申込み

- ① 「第16回土地家屋調査士特別研修 申込要領」聴講・再考查用を所属の調査士会（有資格者の場合は住所登録地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会）へ提出してください。
- ② 受講料の納入や教材の送付（希望者のみ）等、事務手続は第16回特別研修の新規受講者・再受講者と同様となります。
- ③ 提出したブロック内で受講できない場合があります。その場合は、他のブロックと調整の上、会場を指定します。

以上